

事業者向け外部給電機能付次世代自動車普及促進事業補助金 Q & A (令和 7 年度版)

質 問	回 答
【補助対象者について】	
どのような事業者が補助金を申請できますか？	以下の要件に全て該当すれば申請できます。 ・令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）（対象期間）までに、対象の自動車を購入し新車登録していること ・自動車検査証の「自動車登録番号又は車両番号」の欄に「豊田」と記載されていること ・自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されていること ・豊田市内に本社、支社、支所、支店、営業所等を置く法人で、事業の活動実態があること ・主に購入した事業者自らが豊田市内で使用する車両であること ・豊田市税を滞納していないこと ・暴力団員又は暴力団関係者と密接な関係がないこと
過去に補助金を受けたのですが、今年度も申請することはできますか？	本補助制度は、同一年度内で 1 事業者につき 1 台限りとなりますので、過年度に補助金を受けていたとしても、申請していただけます。
車検証に、車両の購入者（所有者）は、事業所で、使用者は会社役員の個人名義で登録されていますが、補助金は申請できますか？	使用者の住所が豊田市内であれば、申請いただけます。
対象自動車をリースで契約しました。補助金は申請できますか？	申請可能です。ただし、リースの契約年数が、豊田市の定める耐用年数である 4 年に満たない場合、補助金額は使用又は契約年数を耐用年数で除した値に当該補助金の額を乗じて得た金額となります。
【申請受付について】	
申請受付期間は？土日祝日でも申請できますか？	申請受付の期間は、令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）までです。 ただし、各補助金の予算が達した場合は、申請を受付できませんので、あらかじめご了承ください。 申請書の受付は、市役所の開庁日のみです。土日祝日、年末年始の閉庁日は、受付できませんのでご注意ください。また、受付時間は、開庁日の午前 9 時から午後 4 時 4 5 分までです。 なお、正午から午後 1 時までの間は休憩のため対応できる職員が少なくなり、受付をお待ちいただく場合があります。
申請場所はどこですか？各支所・出張所でも申請できますか？ また、申請書の提出は、郵送でも良いですか？	申請の受付は、環境政策課補助金窓口（豊田市役所環境センター1 階／豊田市役所南庁舎の隣接）で行っています。支所や出張所での申請受付はできませんのでご了承ください。 また、郵便物の紛失、到着の遅延等のトラブルを回避するため、原則郵送での申請受付は行っておりませ

事業者向け外部給電機能付次世代自動車普及促進事業補助金 Q & A (令和 7 年度版)

	ん。郵送での申請を希望する場合は、必ず事前にご連絡ください。
申請書は、代理の人に提出してもらっても良いですか？	申請書は、申請者本人以外でも、ご家族や自動車販売事業者など代理の方がご提出いただいても結構です。ただし、申請書に記載する氏名（申請者）は補助対象者に限ります。 自動車販売事業者におかれましては、書類の記入や申請書の提出等について、何卒ご支援、ご協力をよろしくお願いします。
申請書類は、どこでもらえますか？	環境政策課補助金窓口で配布するほか、市ホームページから印刷することができます。
【申請書類・申請期限について】	
『交付申請兼実績報告書』は、いつまでに提出する必要がありますか？	新車登録日又は支払完了日のいずれか遅い日から 2 か月以内に提出してください。 ただし、いずれの場合でも令和 8 年 3 月 3 1 日（火）より後に申請することはできません。
自動車の登録が 3 月末になりそうです。4 月 1 日の年度をまたいでの申請は可能ですか？	年度をまたいで申請することはできません。 3 月末になりそうな場合は、事前に環境政策課補助金窓口（0565-41-7391）までご相談ください。
3 月末に新車登録し、支払は、翌月の 4 月で完了する予定です。支払の領収書が 4 月でしか発行できないため、申請は 4 月でも受付してくれますか？	3 月 3 1 日より後に申請いただくことはできません。 新車登録年度（4 月 1 日～3 月 31 日）と、同年度内に支払を完了している場合に補助対象になりますので、翌年度予算でも申請できません。
『交付申請書兼実績報告書』を提出する際の添付書類は何が必要ですか？	以下の書類が必要です。 【全ての補助メニューで共通する提出書類】 ①自動車車検証の写し ②領収書の写し ③注文書又は契約書の写し ④豊田市発行の事業証明書 ⑤交付請求書 ⑥振込先口座の通帳の写し 【充電設備を設置した場合】 ①充電設備設置に係る領収書の写し ②領収明細書 ③充電設備の写真 ・詳しくは令和 7 年度事業者向け外部給電機能付次世代自動車普及促進事業補助金申請ガイドをご確認ください。
完納証明書を添付する必要はありますか？	令和 6 年度から、完納証明書の添付は不要となりました。ただし、市税の滞納がある場合は補助対象になりません。
ローンで購入やリース契約をした場合は支払完了を証明する書類が出せませんが、どうなりますか？	ローン等の申込書や契約書等、支払額がわかる書類を提出してください。

事業者向け外部給電機能付次世代自動車普及促進事業補助金 Q & A (令和 7 年度版)

対象車が名古屋ナンバーになりますか、補助対象になりますか？	本補助制度では、「市内での業務目的で、新車購入したもの」ことが要件ですので、購入車両が豊田ナンバーでない場合、補助対象とはなりません。
事業証明書はどこで発行できますか？	法人事業証明は市民課（豊田市役所南庁舎 1 階）、個人事業証明は市民税課（豊田市役所南庁舎 2 階）で発行します。支所・出張所でも発行できます。
申請書は、代筆しても良いですか？または、パソコンで入力しても良いですか？	申請者の申請意志を確認するため、また、住民基本台帳の閲覧の委任を確認するため、確認事項欄の署名は、必ず申請者本人が記入してください。その他の部分は、代筆やパソコン入力でも構いません。
【予算について】	
予算が無くなったら終了ですか？	補助金は予算の範囲内での交付のため、予算が無くなり次第終了となります。予算の終了時期は、申請件数によるため、明確に判断することはできません。申し訳ありませんが、あらかじめご了承ください。
補助金の申請受付状況は確認できますか？	市ホームページの補助金受付状況でご確認できます。更新はおよそ 2 週間ごとに行います。
【補助対象車について】	
補助金の対象となる自動車に定義はありますか？	補助対象となる自動車は以下のように定義しています。 【プラグインハイブリッド車（PHEV）】 四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証に「プラグインハイブリッド車」と記載されているもの。 【電気自動車（BEV）】 四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証において燃料の種類が「電気」と記載されているもの。ただし、プラグインハイブリッド車に該当するものを除く。 【燃料電池自動車（FCEV）】 四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証に「燃料電池車」と記載されているもの。 【超小型電気自動車】 ミニカーのうち、定格出力が 0.25 kW を超え 0.6 kW 以下の電動機を有する三輪以上のものであって、標識交付証明書に「ミニカー」と記載されているもの。 ※PHEV・BEV・FCEV については、外部給電器・V2H 充放電設備を経由して、又は車載コンセントから電力を取り出せる機能を有している必要があります。
充電設備価格が車両本体価格に含まれている場合は上乗せ補助の対象になりますか？	充電設備の設置・購入に要した費用（設備本体の購入に係る費用が含まれているものに限る）が明記され、購入の事実が確認できる書類がない場合は上乗せ補助の対象とはなりません。
今回充電設備のみを設置しましたが、	車両本体の補助に対する上乗せ加算になりますので、

事業者向け外部給電機能付次世代自動車普及促進事業補助金 Q & A（令和 7 年度版）

補助の対象になりますか？	充電設備のみの設置は補助対象とはなりません。
補助額はいくらになりますか？	車両ごとの補助額は「補助対象車一覧」に掲載しています。豊田市 HP をご確認ください。 掲載されていない車両をご検討の場合は、事前に環境政策課補助金窓口（0565-41-7391）までご相談ください。
リース契約で 3 年契約の場合、補助金額はどうなりますか？	車両の使用（リースに当っては契約）年数が、豊田市の定める耐用年数である 4 年に満たない場合、補助金額は使用又は契約年数を耐用年数で除した値に当該補助金の額を乗じて得た金額となります。
当初 3 年リース契約で延長して 4 年以上乗る可能性があります、補助金額はどうなりますか？	申請時に提出された契約内容で補助金額を決定しますので、交付決定後にリース契約期間を延長しても、補助金額は変わりません。
処分の制限について	
対象車を購入して補助金を受け、すぐに売却や賃貸借をすることは認められますか？	自ら使用する目的で新車購入する場合に補助しているため、購入後、耐用年数である 4 年を待たずにすぐに売却等することは原則認められません。補助金受給後に、偽り等により補助要件の対象でないと判明した場合は、補助金を返還していただく場合があります。ただし、天災等による破損や、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象車を処分する場合は、補助金を返還する必要はありません。
請求書、補助金の振込について	
「請求書」は、交付決定後でなければ提出できませんか？	補助制度の手続においては、交付決定後のご提出になりますが、手続を簡略化するため、『交付申請書兼実績報告書』と一緒にご提出いただくことも可能です。その際は、請求書の日付は記入しないでください。 また、請求書を提出する際は、請求書に記入した申請者本人名義の口座の通帳又はキャッシュカードの写しを添付してください。
『交付申請書兼実績報告書』を提出してから、どれくらいの期間で補助金を受け取ることができますか？	申請書を受理してから、概ね 1 か月半から 2 か月後の振込みを予定していますが、申請件数により前後することがあります。あらかじめご了承ください。
補助金の受取方法は、現金での受取りも可能ですか？	補助金の受取方法は、申請者本人名義の口座振込のみです。現金での受取りはできません。また、受取りは原則申請者に限りますので、他人名義の口座への振込みもできません。